

相続税法上の評価単位と土地評価の事例紹介

第1部 相続税法上の評価単位について

相続税法上の土地評価の基本は、評価単位です。

どんなに画地補正等が正しくても、そもそもの評価単位が間違っていては話になりません。

財産評価基本通達7及び7-2を中心に、裁決事例や当事務所にて取り扱った事例をもとに解説いたします。

第2部 土地評価の事例紹介

1. 土壌汚染されていた土地
2. 建設廃棄物等が埋設されていた土地
3. 過小宅地
4. 市街化区域内にある山林で、純山林評価した事例
5. 背後が急傾斜地である雑種地
6. 近隣にラブホテルがある土地の評価 など

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

＝ 講師紹介＝

不動産鑑定士・税理士 ^{おき た とよ あき} 沖田豊明氏

平成11年に不動産評価・相続資産税専門型の事務所として埼玉県川口市に開業。

不動産鑑定士でもある専門知識を活かした「相続税に関する土地評価」を得意分野としている。

自ら相続税の申告をするかたわら、税理士の先生方に対してアドバイスやサポートも行っている。

また、各税理士会支部研修の講師も多数行っている。

【主な著書】

『不動産の活用法 プロがきちんと教えます』『相続の上手な対処法』『相続人・相続財産調査マニュアル』ほか。

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成25年10月15日(火) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
 2. 会 場 税理士会館8階 会議室
 3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
 4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
 5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
- ※研修受講管理システム導入のため、税理士本人が出席する場合は電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース8月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。